

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（第90回）議事録

平成30年11月22日（木）
13時00分～15時00分
旧文部省庁舎2階文化庁特別会議室

〔出席者〕

（委員）青木委員，石井委員，伊東委員，井上委員，神吉委員，川端委員，三枝委員，戸田委員，野田委員，松岡委員，村田委員，結城委員（計12名）

（文化庁）高橋国語課長，藤山日本語教育専門官，増田日本語教育専門職，北村日本語教育専門職，
ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 日本語教育小委員会（第89回）議事録（案）
- 2 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の会議の公開について（案）
- 3 日本語教育能力の判定に関する意見の整理と主な論点（案）

〔参考資料〕

- 1 日本語教育の資格に関する閣議決定等
- 2 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議スケジュール

〔机上配布資料〕

- 1 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について
(平成25年2月18日)
- 2 平成29年度国内の日本語教育の概要
- 3 日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）
(平成26年1月31日)
- 4 日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）（平成30年3月2日）
- 5 「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（二次報告案）」の日本語教師【初任】
(活動分野：就労者，難民等，海外) に対する研修内容等に関する意見募集の実施について

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 事務局から，配布資料2「文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の会議の公開について（案）」の説明があり，了承された。
- 3 日本語教育能力の判定について意見交換を行った。
- 4 事務局から，机上配布資料『日本語教育人材の養成・研修の在り方について（二次報告案）』の日本語教師【初任】（活動分野：就労者，難民等，海外）に対する研修内容等に関する意見募集の実施について」の説明があり，国語分科会で了承後，意見募集を行うことが確認された。
- 5 次回の日本語教育小委員会は2月7日（木）に行われることが確認された。
- 6 質疑応答及び意見交換における各委員の発言等はおりのとおりである。

○伊東主査

秋も深まり，皆様方におかれましては，いかがお過ごしでしょうか。本日の日本語教育小委員

会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

ただいまから、第90回、今期5回目となる日本語教育小委員会を開会いたします。日本語教育能力の判定についての審議を予定しております。どうぞよろしくお願いたします。

本日の小委員会の開会に先立ちまして、主査として一言確認とお願いを申し上げます。

日本語教師の資格については、昨今報道などでもいろいろ取り上げられ、本小委員会の審議も注目されているところでもあります。本日の議題である「日本語教育能力の判定について」は、平成25年報告の論点整理に基づきまして、委員の皆様と一つ一つ議論を行ってきた論点の一つであり、現時点において方向性が決まっているものということではなく、これから本小委員会で議論を重ねていくこととなります。委員の皆様におかれましては、活発な御意見をお願いしたいと思ひます。

お気付きのように、本日は報道機関によりテレビカメラ及び写真撮影希望がございましたので、あらかじめ御承知おきいただきたくと思ひます。

資料1の前の議事録(案)ですが、御確認いただき、修正箇所がありましたら、1週間後の11月29日木曜日をめぐに事務局まで御連絡ください。なお、議事録の確定につきましては、主査である私に御一任くださいますよう、お願いたします。

議事に入る前に、文化庁の組織替えに伴う日本語教育小委員会の公開規定の変更について、事務局から御説明をお願いしたいと思ひます。

○藤山日本語教育専門官

資料2「文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の会議の公開について(案)」を御覧ください。平成30年5月7日に本小委員会で決定いただいたものでございまして、文化庁の組織替えがあったことにより、改正案をお諮りするものでございまして。

10月1日に文化庁の組織替えがございまして、3の会議の傍聴のところの1行目でございますが、お配りしている資料は「文化庁国語課」となっておりますが、従前は「文化庁文化庁国語課」となっております。部が廃止されたことによりまして、部署名だけ変更になっております。その他の変更はございません。御審議をお願いいたします。

○伊東主査

従来「文化庁文化庁国語課」でしたが、「文化庁国語課」となるということです。今の説明について、何か御質問があればお受けいたしたいと思ひますが、いかがでしょうか。よろしいですか。御質問、御異議等がなければ、資料2の「文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の会議の公開について(案)」は、このとおり変更することとさせていただきます。

議事を進めてまいります。「日本語教育能力の判定について」でございます。まず、事務局から資料の説明をお願いします。

○藤山日本語教育専門官

資料3「日本語教育能力の判定に関する意見の整理と主な論点(案)」を御覧ください。前回、9月28日の会議での御説明と若干繰り返しになりますが、検討の経緯を簡単に御説明いたします。

平成24年に本小委員会の下に設置された「課題整理に関するワーキンググループ」において、「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告)」を取りまとめたいただきました。机上配布資料の青いパンフレットにそのときの論点が出てございますので、御参考ください。その11の論点のうち、「論点5.日本語教育の資格について」、「論点6.日本語教育人材の養成・研修について」を平成28年から検討を開始いただいております。

その検討の中で、「論点6.日本語教育人材の養成・研修について」の御審議を先に進めるこ

ととなり、平成30年3月に緑色の冊子の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」を取りまとめたところでございます。日本語教育人材の活動分野で検討が残っていた活動分野が若干ございまして、引き続き検討を行っていただき、今回取りまとめについて一定のめどが立ったことから、「論点5. 日本語教育の資格について」の審議を再開することとなりました。

資料3の下の枠で囲んでいるものについては、平成29年2月に本小委員会から国語分科会に中間報告を行ったものを抜粋してございます。

次のページから、前回9月28日に本小委員会で頂いた御意見や、以前の御審議の際の御意見、ヒアリング団体等に頂いた御意見、また、研修の報告書取りまとめの際に意見募集をしたときに頂いた意見等を整理したものでございます。

その前に、参考資料1「日本語教育の資格に関する閣議決定等」で昨今の状況などを御説明申し上げたいと思います。まず、1点目が、平成30年6月15日に閣議決定された規制改革実施計画でございます。その中で、「日本で学ぶ留学生の就職率向上」という項目の中に、「就労のための日本語能力の強化」とありまして、下線部分になりますが、日本語教師のスキルを証明するための資格について整備する。実施時期が、平成30年度検討、平成31年度結論、結論を得次第速やかに措置と決定されております。

2点目が、同じく30年6月15日に閣議決定された未来投資戦略2018でございます。「経済構造革新への基盤づくり」という項目の「日本語教育全体の質の向上」の中に、日本語教師のスキルを証明するための資格創設について検討するということが決定されております。

3点目が、平成30年7月24日に外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議で決まった「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（検討の方向性）」でございます。この中で、「日本語教師のスキルを証明する新たな資格を整備すること等により、日本語教育全体の質の向上を図る」と挙げられております。こちらが、現在外国人材の受入れに関して、取りまとめに向けて検討が進められているものでございます。

参考資料1を1枚めくっていただきますと、図がございます。こちらは、緑色の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」平成30年3月の報告書から引用した日本語教育人材の役割、段階、活動分野を示したものでございまして、この後、御審議の際に参考になさっていただければと思います。

次のページが、日本語教育機関の告示基準による教員の要件を示したものでございます。こちらも、日本語教育機関の告示基準による教員の要件の話題の際に御参考になさっていただければと思います。

資料3の御説明に戻ります。2ページを御覧ください。「日本語教育能力の判定に関する意見の整理」として、論点を四つに分けて記載させていただいておりますが、関連しているものがございまして、まとめて御紹介したいと思います。

「論点1. 日本語教育人材の日本語教育能力の判定の必要性について」ということで、国内の日本語教育を行う機関のみならず海外の教育機関及び国内外の外国人材を雇用する企業等から、専門性を有する日本語教師に対する需要が増している。日本語教育分野以外の業界からの需要に対し、一定の日本語教育能力を証明する方策として日本語教育人材の日本語教育能力の判定は必要ではないか。

留学生や就労外国人は、限られた時間の中で効率的・効果的に日本語を習いたいと考えており、その需要を満たすことができる日本語教育能力を有する日本語教師を増やす必要があるのではないかと。また、その日本語教師の知識・技能を客観的な指標で可視化できるとよいのではないかと。

留学生に対する日本語教育においては、大学や大学院で高等教育を受けるために必要となる日本語だけではなく、専門学校でITや介護などの専門技術を学ぶための日本語、企業で働くための日本語、日本で生活し日本文化に親しむことを目的とした日本語など教育内容は多様である。

日本語教師の日本語教育能力の判定の必要性を検討する際には、このような多様な現状を踏まえつつ検討を行う必要があるのではないかと。

日本語教育の質の向上や専門人材が求められる一方で、日本語教育の担い手の不足も示唆されている。日本語教育能力の判定の必要性の検討に当たっては、日本語教育人材の裾野を広げるような観点も必要ではないか。また、仮に新たな資格等を設定する場合には、日本語教育の担い手が減少しないよう、十分な周知期間を設けるなどの配慮が必要ではないか。

海外では、各国それぞれ独自の教師の要件が定められていることから、日本語教育能力の判定の必要性の検討においては、国内で活動する日本語教師を対象に検討することとしてはどうか。

近年、日本語教師を目指す者が減っているという指摘がある。日本語教師が社会的に認められた専門的職業として認知されるよう、日本語教師の知識・技能を証明する公的な資格があるとよいのではないかと。また、公的な資格とするだけでなく、日本語教師の処遇改善につながるような雇用の枠組みについても併せて検討する必要があるのではないかと。

外国人が日本国内で社会生活を円滑に営むことができるよう、外国人の受入れに関わる機関・団体等をはじめとして多様な場に外国人の日本語学習を支援する日本語教育人材を配置する仕組み等を関係行政機関が協力して検討する必要があるのではないかと。その場合、それぞれの場で対応できる日本語教育人材の日本語教育能力を証明する方策として日本語教育能力の判定が必要となるのではないかと。

続きまして、3ページを御覧ください。現在、日本語教師には資格がなく、日本語教師となってから定期的に日本語教育能力の向上を図る機会がない。また、職から一定期間離れた日本語教師が復職する場合の研修等受講の機会もない。日本語教育能力の判定の必要性と併せて、日本語教育能力の向上を図る研修等の場を設けることも検討する必要があるのではないかと。

地域の日本語教室においては、多くの日本語教育人材が活躍し活動を支えている。地域の日本語教育人材については、役割ごとに日本語教育に関する能力を証明する方策を検討することによって、より一層、地域で活躍できるようになるのではないかと。以上が論点1と整理させていただいております。

続きまして、「論点2. 日本語教育能力の判定が必要となる日本語教育人材の分野等について」です。日本語教育能力の判定が必要となるのは、各活動分野に分かれる前の、養成修了段階の日本語教師のみで十分ではないかと。

平成30年3月の文化審議会国語分科会の報告において、日本語教師（初任）の「生活者としての外国人」や留学生、就労者等の活動分野別に求められる資質・能力及び教育内容が示されている。活動分野別に日本語教師の日本語教育能力の判定が必要ではないかと。

大学等に在籍する留学生に対する日本語教師について、教育の質を担保する観点から、日本語教育能力の判定が必要ではないかと。

法務省告示の日本語教育機関の日本語教員については、日本語教育機関の教育の質の向上の観点から、日本語教育能力の判定が必要ではないかと。

日本語教師個人の日本語教育能力の判定という観点に加え、日本語教育を行う機関の教育の質を確保する観点から、日本語教育機関において、専門性を有する日本語教師を適切に配置しているかが問われるようにする必要はあるのではないかと。

初任の日本語教師については、既に日本語教師の養成段階を修了していることから、日本語教育能力の判定よりも、当該分野に関する知識・技能を身に付けるための研修を受講する等、資質・能力の向上を促すことが適当ではないかと。

日本語教育コーディネーター（主任教員や地域日本語教育コーディネーター）等、責任を負う立場にある者については、日本語教育能力の判定よりも資質・能力の向上のための研修受講機会の提供が必要ではないかと。

続きまして、4ページを御覧ください。日本語教育コーディネーターは、既に日本語教師の養

成段階を修了し、3年から5年（約2,400単位時間）以上の日本語教育歴を有していることから、日本語教育能力の判定に加え、より高度な知識・技能を身に付けるための研修を受講する等、資質・能力の向上を促すことがよいのではないかと。

地域の日本語教室においては、多くの日本語学習支援者が参加することによって活動が支えられている現状がある。日本語教師や日本語教育コーディネーターとともに学習者の日本語学習を支援し促進する日本語学習支援者には、支援のための研修機会の提供は必要であるが、その知識や技能を判定することはなじまないのではないかと。

日本語教師だけではなく、地域の日本語教室等で活躍している日本語学習支援者についても、その能力を証明することによって、より一層活躍できるような仕組みを検討する必要があるのではないかと。以上が論点2と整理させていただいています。

続きまして、「論点3. 法務省告示日本語教育機関の教員の要件について」です。

現在、日本語教師の資格はないが、法務省告示の日本語教育機関の日本語教員の要件は定められており、法務省告示の日本語教育機関ではない国内外の多様な機関においても日本語教師の採用条件として同要件が広く用いられていることから、この要件についても併せて検討する必要があるのではないかと。

現行の法務省の告示基準に示される教員の要件については、様々な課題が指摘されている。日本語教育機関の教育水準の向上に資するよう、教員要件の見直しが必要ではないかということで、以下に小さな点なのですが、具体例として四つ挙げさせていただいております。

日本語教育能力検定試験合格は教員要件を満たすとされているが、試験で知識面を担保された者については、加えて教育実践力を備えるための教育実習を経験することが必要ではないかと。

420単位時間以上の日本語教育に関する研修については文化庁への届出により一定の質が担保される仕組みがあるが、大学の日本語教師養成課程については、各大学に任されており、大学間で教育内容に差がある。

大学の日本語教員養成課程が副専攻（26単位）として設置されている場合、日本語教育の分野ではない科目にかなりの単位が置き換えられるなど、平成30年3月の文化審議会国語分科会報告に示された「必須の教育内容」が十分周知されていない現状があるのではないかと。

5ページを御覧ください。文化庁届出の420単位時間以上の日本語教育の研修実施機関に関しても、届出時の書類確認のみであり、その後、一定の知識・技能の習得が担保されている教育の質となっているのか疑問である。

現職の法務省告示日本語教育機関の日本語教員については、新たに日本語教育能力を判定する必要はないのではないかと。なお、平成30年3月の文化審議会国語分科会の報告において留学生に対する日本語教師のための研修の教育内容等が示されたことから、その内容に基づく研修等の受講機会の提供等により資質・能力の向上を促す必要があるのではないかと。

現在、法務省告示日本語教育機関の日本語教員は、その教員要件を満たして採用されれば、その後、その日本語教員の資質・能力が確認される機会はない。法務省告示日本語教育機関の日本語教員の要件の確認に加えて、定期的な研修受講等による日本語教員の資質・能力の向上を図る仕組みについても検討する必要があるのではないかと。以上が論点3と整理させていただいております。

続きまして、「論点4. 日本語教育能力の判定の方法について」です。

日本語教育能力の判定の方法としては、一定の教育を受け、基本的な知識・能力を有することを試験などで客観的に担保することが必要ではないかと。

日本語教育能力の判定の方法としては、養成段階での体系的な知識の習得部分は、日本語教育能力に関する既存の試験が活用できるのではないかと。ただし、平成30年3月の文化審議会国語分科会の報告で示された「必須の教育内容」を踏まえた試験内容である必要があるのではないかと。

日本語教師には、日本語教育に関する知識だけではなく、教育実践に関する資質・能力が求め

られることから、試験の合格だけではなく、教育実習を必ず履修するようにするべきではないか。

養成修了段階で求められる知識・能力を有することを判定する試験の合格等を要件とする場合には、大学を含む日本語教師養成研修実施機関・団体の教育課程を修了した者については、試験の一部免除など、一定の緩和措置が設けられることが相当ではないか。なお、そのような一定の緩和措置を行うためには、受講生に対する教育の質を担保する観点から、教育課程が適切な教育内容・教育体制であることを確認し認定を行う等の仕組みの検討が必要ではないか。

以上が論点4と整理させていただいております。論点は四つに分けておりますが、内容が重なるところもありますので、まとめて読み上げさせていただきました。御審議に当たっては、目安といたしまして、論点ごとに御意見を頂ければと思っております。以上です。よろしくお願いたします。

○伊東主査

今や留学生、ビジネスマンのみならず、地域や介護・看護も含めた就労、児童生徒など幅広い領域において日本語教育人材が求められています。その中で、日本語教育の質をどう担保していくのか、日本語教育人材の質をどう確保していくかを検討する上で、我々はまず、日本語教育人材をその役割・段階・活動分野に分けて整理し、養成・研修の在り方を報告として取りまとめました。今後、その日本語教育人材の質を議論する上で、日本語教育能力の判定については、社会状況を鑑み、丁寧に議論を進めて参りたいと考えております。

四つの論点にまとめられておりますが、今日は各論点別に議論を深めてまいりたいと思います。

まず、「論点1. 日本語教育人材の日本語教育能力の判定の必要性について」です。なぜ必要なのか、その根拠を掘り下げ、我々の考えを深め、必要性を明らかにしていきたいと思っております。御意見がおありの方は挙手をお願いいたします。

○三枝委員

3ページの二つ目は、地域の日本語教室においては、多くの日本語教育人材が活躍し、活動を支えているという現実がまず触れられ、役割ごとに日本語教育に関する能力を証明する方策が必要だということになっています。実際に地域の日本語教室では、ボランティア、あるいは地域に関わって長いこと日本語教育をサポートされているような方がいらっしゃるのですが、その方々の能力の維持をどうするか。今後外国籍の子供たちが増えてきたら、能力を証明するというよりも、そのレベルを担保し、学習環境を低下させずに継続させていくことが一番必要なことだろうと思っております。それに資するための能力の判定、あるいは研修の在り方であればいいのではないのでしょうか。

もう一点、コーディネーターや教育職としての日本語教師については、2ページ目の一番下の丸にあるように、各行政機関なり関係する機関なりが協力し合って、複合的に総合的に日本語教育環境を維持していくことが、地域の日本語教室にとって重要であると思っております。

○青木委員

私ども地方公共団体としても、日本語教育の体制作りを重要な要素として認識しておりまして、その中核となる、日本語教育の資格や専門性を持った方が中心になって動いていただけると大変有難いと思っております。今の三枝委員の意見に賛成します。

○伊東主査

地域日本語教育の体制作りの中で、日本語教師の資格の必要性があるという御意見でした。コーディネーターと日本語学習支援者は、役割が違うため、資格の必要性については、日本語教師とは分けて考えるかどうか議論の焦点になるかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○松岡委員

三枝委員と青木委員にお伺いしたいのですが、今おっしゃっていた地域の日本語教育の実施主体はどのようなところを想定していらっしゃいますか。

○三枝委員

地域の国際化協会、あるいは行政が直接教室として住民に対する行政サポートの一環で実施しているような事例も仄聞しておりますが、実は様々な形態があると思います。

○青木委員

NPOが中心になって活動していらっしゃることもありますし、私ども都道府県や市町村が直接実施している取組もございます。地域によって様々な形態があると思います。

○松岡委員

現状として、いろいろな形態があるのは承知しています。北東北について申し上げますと、恐らく集住地域よりも更に脆弱な体制であり、ボランティアで活動している方たちが多く、そのボランティア自身も高齢化しており、地域の日本語教育が北東北では消滅の危機にあります。私が地域の日本語教室を今まで見ていて感じていることは、教室が多機能になっているということです。

日本語教育を担っていること、外国から来た人たちの社会文化の理解の場になっていること、生活支援の場になっていること、地域作りの場、多文化共生、地域社会など、そういった四つの機能を果たしているのですが、その役割を地域日本語教育人材が全部担うのかということに少し疑問があります。

もし地域日本語教育の体制づくりに繋げる意味で、資格ということを考えるのであれば、まずは日本語教育を担う人材がどういう方であるかということを決めた上で、社会文化の話はどうするか、生活支援はどうするか、地域作りはどのような体制でやっていくのか、分けて考えた方が混乱がないのではないかと考えています。

○伊東主査

ありがとうございます。地域日本語教育が多様化し教室が多機能化している現状がある。地域作り、日本語学習支援、コミュニケーション支援、情報支援など様々な機能がある中で、それを担う人材はどのような人なのか。そこを踏まえて日本語教師の資格の必要性を議論すべきだという御意見と理解しました。

○戸田委員

私たちが日本語教師としてまず考えることは、常に学びたい人がいるということです。学びたい人にどれだけ日本語教育をすることができるかということが一番基本にあると思います。

論点1の最初の丸について、補足をしたいと思います。最初の丸の2行目の「企業等から、専門性を有する日本語教師に対する需要が増している」という一文がございますが、企業の中で、日本語教育を行うときに、目標はどこに置いて、結果はどのような結果、到達目標となる日本語力を細かく求められます。単にここには「専門性を有する」という言葉で書かれていますが、求められる中身が高くなっているということも加えておきたいと思います。

また、下から二つ目の丸の最後の行にあります。専門性を明確にすることによって、日本語教師の処遇改善につながるということは、是非検討すべきことだと思っております。

今回の論点の1から4について、私の目から見ますと、どちらかというと法務省告示校、留学生を対象とした日本語教師についての内容が多く含まれていますが、AJALTのような自治体でもなく法務省告示校でもない公益の組織もございますし、フリーランスで日本語教師として活

躍されている方もいるので、そういう人たちも日本語教育を支えているということをどこかに書いていただきたいと思います。以上です。

○伊東主査

戸田委員，どうもありがとうございました。ビジネスの世界でも日本語能力が求められるようになって，我々の教育分野はそこにも一つあるということですね。しかしながら，ビジネス界では，地域日本語教育とは違った観点が求められるということを考えると，処遇も絡めてその専門性をどのように明確にしていくかも大きな点だろうと思いました。貴重な御指摘だったと思います。

○川端委員

論点1は，判定が必要か否かのお話だと思いますので，各論に入る前に，それを前提に意見を述べさせていただきます。

戸田委員がおっしゃったように，学びたい人がいるということがまずベースになると思っております。今までは，学びたい人というのは日本語学校にいて，大学に留学したい人が大半でした。今や，専門学校に進学した後，就職にダイレクトにつなげたいと希望して日本語学校で学ぶ人もいます。企業に入った後も日本語をもっと学びたいと言っている人はいます。学びたい人の種類が増えてきたわけです。

日本語を学びたい人，質の高い日本語教育を受けたいと希望する人に対して，一定のスクリーニングを受けた日本語教師がいるということを選択肢として示すことは，学習者にとって必要なことだと思います。学習者から請われて，そのサービスを提供しようとする日本語学校，企業，地方公共団体が日本語教師を採用するときに，一定の判定が必要になってきます。その人たちがどういう分野で，どういう人材に対して日本語教育を行うのかは，その次の話になると思うのですが，その前提として，日本語教育能力の判定は必要だと思います。

○井上委員

川端委員の御意見に私も賛成です。判定をしっかりとした上で，日本語教師に対する資格を整備するという事は，日本語教師の地位の向上につながってくると思います。地位の向上ができれば，おのずと処遇の改善にもつながってくるのではないかと思います。

2番目の項目の2行目に「日本語教師を増やす必要がある」，それから，4番目の項目には「日本語教育の担い手の不足も示唆されている」，そして，更に二つ下の「近年，日本語教師を目指す者が減っているという指摘がある」。法務省告示校に関して言えば，日本語教師が今足りないという声を多く聞きます。実際，私も学校をやっておりまして，人材を見つけるのが難しいと感じているところです。

資料を調べてきたのですが，日本語教育振興協会が調べた「日本語教育機関における日本語教師の年齢構成」によりますと，2004年には20代の日本語教師が約2割いました。それが，2017年には約1割にまで減少しています。逆に，60歳以上の日本語教師が，2004年には8.4%でしたが，2017年には19.7%となり，20代と60歳以上では数字が逆転しているという現象が見られています。

若い日本語教師が減っているという現状は，これから日本語教育を担っていくべき人が見込めないということであり，これは国としても憂慮すべき事態ではないでしょうか。処遇も含めて，日本語教師がやりがいのある，魅力的な職業であるということを世の中にもっとアピールできるようにするべきだと思います。

○神吉委員

日本語教育能力の判定が必要かということであれば、判定は必要だと思います。それによって、公的な資格につなげていくということが必要ではないかと思っています。

それに関して2点申し上げたいと思います。1点目は、私が大学教員になる前の仕事の経験からですが、これから企業に更に外国人が増えてくるとなったとき、当然日本語教育研修を行います。そのときに、誰に頼むと適切な効果的な教育が行えるのかが課題になると思います。そこで、資格として、日本語教育能力の判定がなされ、教育の質の保証がなされるということが産業界としても日本語教育の導入において重要な要素になると思います。教師の質を通して教育の質を担保するというところがポイントです。

もう一点は、井上委員のお話にもありました、若い教師が減っているという点ですが、大学教員の立場からしますと、日本語教育能力の判定により公的な資格が取得できることは学生に対して分かりやすい目標となり、目指すものが分かりやすいとモチベーションが上がりますし、この資格を取ってこういう仕事をしていこうと考える若者が増えることにつながります。これは、中長期的に質と量の観点から、日本語教育の体制整備を進めていく上で、重要なことではないかと思っています。

このような2つの点から、判定を考えていく必要があると思っています。

○結城委員

能力判定の必要性について、多くの共感する意見が出たところでございますが、私も日本語教育能力の判定の必要性は強く思います。

現在、特に求められている企業のニーズに対応できる日本語教育人材ということで、このところ留学生の就職に関して、ビジネス日本語、医療分野に対応できる日本語、教育分野に対応できる日本語、介護に対応できる日本語というように、教育内容も細分化されてきており、それぞれの現場のニーズに合った日本語教育ができる人材が求められてきているという点からも、日本語教育能力の判定を国として考えなくてはならないと強く思います。

その際に、日本語教育人材が、ビジネス日本語、医療日本語、教育日本語、介護日本語というような、活動分野のうち、どの分野に強いのかを証明するような判定があってもいいのではないかと思います。これまで日本語を専門に勉強されてきた方々がそういった分野に対応するのみならず、これらの専門職として活躍されてきた高度人材が、リカレント教育、あるいは学び直しにおいて、更に日本語教育を勉強した上で、活躍していただくという場もできるのではないかと考えます。

○伊東主査

結城委員、ありがとうございます。多様化にどう対応するかというところで、日本語教師にも活動分野に特化、あるいは精通した日本語教育人材をどう確保していくかは重要であるという御意見だったと思います。

神吉委員の御意見は、お金を払って日本語を学ばせるビジネス業界からは費用対効果が厳しく問われるということを考えると、日本語教師として一定の専門性のある有資格者が必要になるという御意見だったと思います。

○野田委員

日本語教育能力の判定は必要だと思います。ただ、一番重要なことは、世間一般の人に日本語教育の専門性を知ってもらうことが根本的に必要です。そのために資格が必要と考えます。

ここにいる皆さんは、日本語教育の専門性は当たり前になっていますが、一般にはそういう感覚は余りない方が多いと思います。そのために、処遇が改善しないという面があると思いますの

で、日本語教師の処遇を改善するためにも、判定は必要だと思います。

現在も大学の日本語教師養成課程が数多くあり、主専攻、副専攻、大学院も合わせると、毎年多くの学生が潜在的な日本語教育人材として育ってはいるのですが、実際に日本語教育の職に就く人はわずかです。一般企業に就職したり、公務員になったり、国語教員になったり、いろいろな形で外に逃げているわけですから、その人たちが活躍できる場を作るために必要と考えます。

○伊東主査

ありがとうございます。十数年以上前は、ある出版社が日本語教師に特化した月刊誌やジャーナルを出しており、それを目にした人たちが日本語教師という仕事があるのだな、日本語教育という分野があるのだなと接点を持つことができた時期もありましたが、残念ながら今はそういったジャーナルや月刊誌がなくなってしまい、それにより日本語教育、日本語教師の存在も世間的には薄らいでしまったということも、要因としてあるのではないかと感じました。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、青木委員。

○青木委員

私も地方公共団体で今課題になっておりますのは、参考資料1「日本語教育の資格に関する閣議決定等」の一番下にあるように、生活者としての外国人への支援です。国の定めた外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の概要でも、円滑なコミュニケーションの実現の中で日本語教育の充実が必要だという観点が挙げられています。実際に地域の日本語教室においては、本当に全く日本語が分からない、外国から来られた方の奥様や子供たちに、地域のボランティアが、初めての日本語を教えていかなければならないという、大変難しい状況があります。地域のNPOの方たちが日本語学習支援を行うために、資格を持った日本語の先生がいれば専門的に教えていただけてありがたいという声をかなり聞いております。そういった意味でも、手段として日本語教育に関する資格があると、地域としては大変助かると思います。資格を持った方に参画いただくことで日本語教室が円滑に運営されれば、生活者としての外国人に対する支援という観点からも、資格は必要だと思っています。

○伊東主査

日本語教育の専門性を持った方は、地域の日本語教室においても効率的、効果的な指導が期待できるということでしょうか。

○青木委員

はい。

○石井副主査

今おっしゃったこともそうだと思う一方で、地域のことを考えるときに、効果的かというとこれは意味があると思うのですが、「効率的」ということが日本語教室に来る人たちにとってどのぐらい必要かという点、少し考えてしまいます。できるだけ早く日本語を上達させるやり方を導入している教室では、実は「日本語教室に来られなくなる人」を多く出ている現状があります。

一つは、体系的に、効率のいい学び方を今まで自分の国なりでやってきた人と、そういうことには不向きだった方がおり、学習者の選別が起きると同時に、ボランティアとして何か自分が力になりたいと思って来た人たちも、そういう効率的な日本語の教え方が身に付く方と、話し相手としては魅力的でも、うまく教えられずに、「私はここでは役に立たない」と思って支援を諦める方もいます。

入門レベルの学習の初めに、日本語はこういう音、こういう表現で、このように言えば相当汎用性があり、最低限のサバイバルの部分は何とかなるというレベルまで、効率的、効果的に教えるということは非常に高い専門性が要ることです。

以前、日本語教育学会で提案したことの一つですが、地域での生活の初期段階において、地方公共団体や行政が公設の日本語教室を設置し、住民登録をする段階で「こういう日本語教室があるから入りなさい」と紹介できるシステムがあり、そういった基礎日本語教室の受講後は、自分に合った雰囲気地域の日本語教室に行けるような仕組みが今、必要なのです。

これまで地域はボランティア教室というイメージで捉えてしまうことが多かったと思いますが、地域での生活の第一歩は、行政がしっかり関わり、どこに、どういう人がいるかなど把握することだと思います。

このことは、子供の就学にも直結します。子供連れの人が地方公共団体の窓口に来たときに、学校に行っているかのチェックもできるでしょう。しかし、窓口を通過してしまうと、その後の関わりが非常に難しいという現実があると思うので、その部分を含めて考える必要があると思います。

○伊東主査

まだ御意見があるかもしれませんが、次に、「論点2. 日本語教育能力の判定が必要となる日本語教育人材の分野等について」にシフトさせていきたいと思います。これまで論点1の中でも、地域、ビジネスあるいは介護、教育、医療など活動分野については御意見を頂きましたが、日本語教育能力の判定が必要となる人材は誰かについて御意見を頂けたらと思います。

資料3「日本語教育能力の判定に関する意見の整理と主な論点（案）」の3ページ、4ページにわたっております。活動分野と同時に、どの段階の日本語教師かということもポイントかと思っています。大学や法務省告示校という教育機関という文脈で話す場合もあれば、地方自治体やNPOの話もあったように思います。そのことも踏まえて、今度は分野という観点から御意見を頂けたらと思います。

○三枝委員

資料3「日本語教育能力の判定に関する意見の整理と主な論点（案）」4ページの丸の上から二つ目の「地域の日本語教室において」の教育内容に関することでございます。「多くの日本語学習支援者が参加することによって地域の活動が支えられている現状」というのは、正にそのとおりであって、多様な方々によってサポートされているという事実があると思います。先ほど松岡委員がおっしゃっていたように、いろいろな分野にいろいろな方がいるのですが、日本語教育という部分についても、地域のサポーターが参加せざるを得ない現状があると思います。

その中で、2行目に書いてございますとおり、日本語教育コーディネーター等と一緒に学習者の日本語学習を支援し、促進する日本語学習支援者には、研修機会の提供が必要です。ある程度レベルアップ、レベルを維持していくことが必要です。しかし、日本語学習支援者に対する資格にしてしまうと、それがハザードになりかねないと思います。要するに、資格を取らなければいけないということになると厳しいので、私はそこまではできないと支援から手を引いてしまう人も出てくると思います。そうすると、人材が集まらず、結局今までの日本語学習環境よりも質が低下しないかという懸念を抱いております。

○松岡委員

私は、ドイツと韓国で調査を続けているのですが、法的に要件や資格を持った語学教師を置くべしと定められている国が多いです。日本では、資格については、今は日本語教育能力検定試験があり、全領域共通の資格試験という形になりうるのではないかと思います。例えばドイツ

や韓国でも、資格ではないが資格相当として、一定時間以上の養成課程を修了した者や、試験に合格した者などの要件を求める国が多いです。プラスアルファとして法令別に要件を置いているところもあります。

例えば韓国の場合、2005年に外国人処遇基本法が出来て、外国人の住民を受け入れるということになったときに、最初に政府が考えたのは、配偶者の方たちです。多文化家族を受け入れるということで、その方たちがいずれ帰化をするときに、言語の条件も課さなければならないので「社会統合プログラム」を作り、指定の大学の課程を卒業している者で、一定の研修を受けた者を社会統合プログラムの韓国語教育の教師として認めるといったことが書かれています。

先ほど来の議論で、エリア、対象によって、例えば企業が質的保証をしてほしいという場合もあるし、学習者の方がこれだけやりたいという場合もあるし、受け入れた地域がこれだけのサービスを提供しましょうというケースもあるのだと思いますが、それぞれのケースにより、プラスアルファの要件が変わってくるのではないかと思います。

今まで議論していた分野別の日本語教師の研修も、この要件に当たると思うので、そういったものを課程として、例えば技能実習生であればこういう課程、留学生であればこういう課程、生活者であればこういう課程と定めていくのが現実的なのではないかと思います。

そのときに、ボランティアの排除という話がありましたが、ボランティアの方たちが良い、悪いという話ではなくて、役割分担があると思います。ボランティアでも、専門家相当の力を持っている方は大勢いらっしゃるの、その方たちには移行措置という形で、要件・資格を定めたら、1年間なり2年間なりの移行措置を設けて、その中でこういう経験のある方たちは資格が認められる、こういう方たちは研修を更に100時間受けてくださいということで、資格として認めていくということを、韓国は1年間の移行措置でやっていますし、ドイツは統合コースといって移民を受け入れるコースでは、5年間研修の機会を国が保証して、かなり高額の、およそ800ユーロの研修を保証して実施したという経過措置がありました。

その経過措置の何年間が終われば、そこから先は自分で要件・資格を取得する形になるのですが、そういった経過措置を現状に合わせて作っていけば、現実的に分野別の人材は担保できるのではないかと考えます。

○三枝委員

松岡委員の御意見に大変賛意を持っています。海外の事例を幾つか見てきているのですが、例えば地域の日本語教室を考えた場合に、どこかの組織あるいは誰かが中核にならないと日本語学集環境の維持は難しく、皆さんで話し合っただけでは恐らくないと思います。地域でも日本語学習支援の経験を積まれた方に一定の研修修了を要件に、サーティフィケーションに近いものを付与して、その方に核になっていただき、継続的に環境を維持するとともに、質の向上を図りながら支援に関わっていただくようにすることが重要だと思います。

○伊東主査

そうですね。ほかにいかがですか。戸田委員。

○戸田委員

三枝委員と松岡委員の御意見に賛同いたします。日本語の学習の支援ということであれば、研修を受けたか受けないかということによって支援の方法が大きく違ってくると思いますので、学習支援者については資格というよりも、研修修了の要件というような形の方がよいと思います。

また、今の法務省告示校の教員要件の一つに、日本語教育能力検定試験がありますが、実際に教えるときに一番大変なことは、それぞれの場に合った方法で、どのように教えるかということではないでしょうか。これまで議論してきた養成・研修の在り方についての内容をもっても、現

場に立つことの難しさがあると思います。その研修が十分にできるような体制作りが、ヨーロッパのような形ができれば非常に良いと思います。

○井上委員

法務省告示日本語教育機関の立場から申し上げたいと思います。日本語教育人材を分野別に考えたときに、法務省告示校としては日本語教育能力の判定が必要となると考えます。法務省告示校で日本語教師になる場合には、告示基準によって、大学の日本語教師養成課程修了、民間教育機関の養成研修420時間修了、又は日本語教育能力検定試験合格などがあり、次の論点3で詳しく出てくると思うのですが、教員の要件については見直すべきところがあると感じております。

論点2の3ページの下から3番目の丸に、少し違う視点から書かれていますが、「日本語教育機関において、専門性を有する日本語教師を適切に配置しているかが問われるようにする必要があるのではないか」ということについて申し上げたいと思います。個人の能力の判定だけではなくて、組織として教員が適切に配置されていることを言っているわけですが、もちろん法務省告示日本語教育機関では、主任教員が必ず配置されております。それ以上のことをここで求めようとしているのかどうか分かりませんが、余り組織的なことで縛りを掛けますと、語学教育において大切な柔軟性が損なわれてしまいます。特に日本語学校の場合は、いろいろな目的で通っている学生がいるわけです。進学、就職、日本文化を楽しみたいというような目的の学生がいる中で、カリキュラムや教員の配置をがちがちに縛ってしまうと、幅広いニーズに対応がしづらくなってしまうという面があると思いますので、この辺の議論は慎重にすべきではないかと考えます。以上です。

○川端委員

資料3「日本語教育能力の判定に関する意見の整理と主な論点(案)」3ページの論点2の一つ目の丸で、「判定が必要となるのは、各活動分野に分かれる前の、養成修了段階の日本語教師のみで十分ではないか」との意見ですが、養成修了段階は、私たちが今まで議論していた結果として、専門家としての日本語教師であり、教育人材になる最初の段階の教育を終えた方々ですから、その段階に日本語能力の判定は必要だと思います。「のみで十分」という点に関しては、養成段階の日本語教師のみで十分かどうか分かりませんが、その段階では必要だと思います。

判定はいろいろな方法があると思いますが、例えば試験で判定するときに、試験を設計する際には「妥当性」「信頼性」「真実性」「公平性」「実現性」という五つの大きな観点があります。養成修了段階は、今般報告に示された、活動分野に分かれる前の「必須の教育内容」を学ぶことになりませんが、この教育内容を試験シラバスに用いることによって「妥当性」と「現実性」が非常に高い判定方法ができるという側面もあると思います。

次に活動分野に分かれた後についてです。分野で一くくりにすることはできると思うのですが、地域によっても、学習者の年代によっても、プログラムや教育の実施方法や提供するサービスの種類も変わってくると思います。したがって、その部分はある種の判定という方法を使うよりも、研修によって資質・能力を積み増していく方が現実的だと思います。各活動分野の教育内容は、個別性が非常に高いので、先ほど試験の五つの要素で申し上げた実現性の面からも、難しいと考えます。

○伊東主査

先ほどの松岡委員の海外の事例のように、語学教師としてのコアとなる基礎の部分については資格化し、活動分野別の部分については、それにプラスした研修として資質・能力を上乗せしていけるような制度を作っていくということとイメージしました。

○神吉委員

本年3月に出した報告で、日本語教育人材については役割が三つに分けられています。日本語教師、日本語教育コーディネーター、日本語学習支援者がありますが、どの役割を判定の対象とするかという点、基本的には日本語教師ではないかと考えています。どの段階か、どう判定するかは議論が必要だと思いましたが、専門性の有無という観点から日本語教師というラインを軸にして考えるのが良いと思います。

一方で、日本語教育コーディネーターや日本語学習支援者に判定を課すことの妥当性については、慎重に考える必要があると思います。日本語教育以外のいろいろな役割も付与されているように思われるからです。

○伊東主査

緑の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」報告書の15ページの日本語教育人材の役割の部分を御覧いただくと、日本語教育人材は3つの役割で構成されています。日本語教師は、直接日本語を指導する者で、神吉委員は、直接日本語を指導する者に関しては、判定は必要であろうという御意見ですね。しかしながら、日本語教育人材のうち日本語教育コーディネーターや日本語学習支援者に関しては、日本語教師のような資格は必要なかろうという御発言だったので、日本語教育人材をどのようにくくって、その対象をどうするかという議論を進める上では、今の視点は重要だと思いました。ありがとうございます。

○野田委員

資料3「日本語教育能力の判定に関する意見の整理と主な論点（案）」3ページの論点2の三つ目の丸の、大学等に在籍する留学生に対する日本語教師に判定が必要ではないかという点ですが、こういう御意見が出てくるのは痛いほど分かりますし、実際に専門じゃない方に習っていて憤慨している学習者が多いというのはよく分かります。しかし、実際に大学で教える科目について、大学独自ではない形で、教師に資格が必要だと求めることはまずないと思います。もちろんこの資格を出すためには、その科目の担当教師に制限があるところはあるでしょうが、単に教えるというだけではないと思うので、現実的には難しいだろうと思います。

もちろんこういう資格を持った人を是非雇ってほしいという働きかけはやらないといけないとは思いますが、以上です。

○伊東主査

そうですね。大学の状況を表している御発言だと思いました。

まだ御意見はあるかと思いますが、論点があと二つ残っておりますので、論点3に進みたいと思います。先ほどから出ております法務省告示日本語教育機関で日本語教育を担う教員の要件について御意見を頂きたいと思います。

先ほど事務局から4ページ、5ページにわたって教員の要件についてお話いただきました。日本語教育能力検定試験に合格しても、実践力を問うてないのではないかという御発言もありましたが、ここで改めて御意見を頂きたいと思います。どうぞ、井上委員。

○井上委員

先ほどの続きになります。二つ目の丸の一つ目の点、日本語教育能力検定試験合格は教員要件を満たすとされているが云々というところですね。今、法務省告示校で日本語教師になる場合は、大学で専攻するにしても、420時間の養成講座にしても、必ず実習が伴っているわけです。ところが、日本語教育能力検定試験は一回の試験だけで、実習は全く課されていないという点で、教員に対する三つの要件が同等とみなしにくいのではないかと常々感じていたところですね。

また、学歴という面でも、法務省告示校で採用される場合、日本語教育能力検定試験の合格者については学歴が問われません。法務省告示校においては、修了者の7割以上の学習者が日本の高等教育機関に進学しているというデータがあります。そういう意味でも、日本語教師は最低限大学を卒業していることが必要ではないかと考えます。

上記の2点から、私は、法務省告示校の教員要件における日本語教育能力検定試験の扱いは見直すべきではないかと考えています。以上です。

○神吉委員

資料3「日本語教育能力の判定に関する意見の整理と主な論点（案）」4ページの一番下、大学の教員養成課程の部分ですが、日本語教育の分野ではない科目にかなりの単位が置き換えられているとあります。かなり置き換えると問題なのかもしれませんが、一方で、大学教育の多様性や専門性ということを考えてときに、日本語教育科目としては位置付けられていないが、「必須の教育内容」の中身に重なるものはたくさんあると思うのです。例えば本学の場合ですと、日本研究（政治・社会）があって、そこに日本の多文化の状況が入ってくるというのは当然あるわけですので、狭い専門性の日本語教員養成というところに全てを入れてしまうという議論は、余り建設的ではないと思っています。

○伊東主査

今の御発言は、日本語教育だからと言って、例えば言語教育論や外国語教育法のような分野に特化するのはいかがなものかという御発言だったと思います。教師の資質・能力、姿勢や態度を考えると、言語的断側面だけでいいのかというところは重要な御指摘だったと思います。

ほかにいかがでしょうか。科目の単位を置き換えるといっても、科目名だけでは実態は分からないこともあり、難しいところです。大学の新たな学部の設置申請の一覧表を作るときも、頭を悩ませますが、思うようにはいかないこともあり、難しいところだとは思っています。

ほかにいかがでしょうか。井上委員，どうぞ。

○井上委員

資料3「日本語教育能力の判定に関する意見の整理と主な論点（案）」5ページにある二つの丸は関連していると思うのですが、現職の日本語教師に対する研修の機会は非常に重要だと考えます。ただ、現実的に、日本語教師は非常に忙しかったり、学校の経営上も余裕がなかったりして多くの教育機関で教師研修が実現できてないのが実情だと思います。そんな状況の中、私は、教師の質を保つのが難しいということを日々感じています。資格を議論する際に、研修をある程度義務付けていく方向で議論できたら良いと感じています。

ただ、教育機関にも教員にも余裕がない中で、義務付けるというのは非常に難しいことだと思うので、何らかの財政的な措置が講じられると良いと思います。それが教師の地位の向上にもつながっていくと思います。

○伊東主査

ありがとうございます。現職教員の資質・能力をどう担保していくかというところの御発言で、研修の義務づけ等の仕組みづくりの重要性、そして、資金的裏付けも含めて御発言がありました。

特にIT時代が進化し、教え方、学び方もどんどん変わっている中で、私は果たしてついていけるかという不安があります。今のICT時代に教壇に立った場合、昔のやり方では学生がついてこないのではないかという不安も感じることもあります。教員の資質・能力ということを見ると、学習者の求めるもの、どういう方法で学びたいかということに対応できるよう教師の技量を高めていく必要があると思います。ほかにいかがでしょうか。神吉委員。

○神吉委員

今の主査の御発言、不安を引き取ってですが、井上委員もおっしゃっていました現職日本語教師の方々は、この議論がどういう方向に行くのか不安もあると思います。適切な移行措置なりをやらなければならないだろうと思っています。具体的には、慎重な議論が必要だと思いますが、現職者の資格をどう考えるのかについて、検討する必要があると思っています。

もう一つ、これは補足的な意見ですが、教員養成を担う人の資質について考える必要があるのかどうかというところです。余り具体的に言うと怖いと思いつつながら言うのですが、例えば教育実習を充実させましょうといったときに、教育実習イコール特定の教科書の教え方というような指導になっている現状が少なからずあると思っています。それは本当によいのか。教育実習の充実ということ、それは教育実践力を高めるという目的があるわけですから、その目的を踏まえた教育実習の充実と、それに携わる教育者の資質もどこかで別途議論、検討する必要があるのではないかと思っています。

○結城委員

資格を付与するのか、認定をするのか、あるいは研修の修了を認めるのか、幾つかの段階があると思います。

現在、国で決められている法務省告示基準を少し弾力的に考えるとすれば、日本語を教える能力については専門的な高度人材ということを押さえるとともに、今後は分野に応じて細分化された能力が必要になるとすれば、そういった研修を国が、介護分野や医療分野の研修機会を設けるなどすることで、日本語教育人材がどの分野に得意な領域を持っているのが「見える化」されるのではないかと思います。

さらに、日本語教育能力検定試験に合格された方は、大学で日本語教育に関する勉強はしてなくても、別の分野で専門的な知識・能力・経験を持っている可能性があります。そうした方々の経験もプラスしながら、研修受講に代えて、「見える化」した専門的な分野を持っているということが証明できるような仕組みを作れば、他の要件より不利に見えている日本語教育能力検定試験合格者は十分な経験を持っており、それを生かす方向にも活用できるのではないかと思います。

○伊東主査

ありがとうございます。本来であれば、何か専門領域があって、プラス日本語教育能力検定試験の合格者であれば、自らそれを生かして日本語教育に反映させる可能性もあるという御意見でした。ほかにはいかがでしょう。

○井上委員

先ほどの発言で、最後が言葉足らずになってしまいました。財政的な措置を考えるということも申し上げたのですが、ただお金を出して研修会を開催するという意味ではなくて、研修を受けることによって、それを一つのインセンティブとして地位が向上していく。それに伴って、待遇がきちんと付いていくというような仕組みがいいのではないかと申し上げたかったです。

○伊東主査

分かりました。研修を受けたことで、研修修了証、あるいは認定証のようなものがあると良いという御発言だったのですね。その研修を誰が、どこでやるかということも問われてくると考えられることから、全体的に見ていく必要があると思いました。

○戸田委員

例えば、所属先が法務省告示校であれば、そこで研修を義務付けられた場合には、研修を受ける機会があると思うのですが、必ずしもそうではなく、最初に申し上げたように、いろいろなタイプの教師がいて、機関に属さない方もいるので、そういう方々も研修を受けられる場があることを望みますし、それから、今までは留学生を教えていたが、今度は介護の分野の実習生を教えたいと思ったときに、介護分野の研修先があれば、非常に教師のレベル向上に寄与するのではないかと思います。

○伊東主査

そうですね。私も日本語教師の一人として、分野が違って、状況が分からないととんでもないことをしてしまうので、留学生と年少者とは随分違うということを考えると、年少者に求められているものは何なのかということ学び直さなければいけないと思っています。そういう研修、あるいは現場を知る中で、どう自分が貢献できるかというところの学び直しも必要だと思います。

○石井副主査

今の御意見を受けて、研修の機会を広げるにはいろいろな工夫が要ると思うのですが、例えば法務省告示校であっても、日本語学校の経済状況はとて厳しくやっつけらっしゃるというのはよく分かります。例えば土日に研修に出るのも難しいことがありますし、平日に一人の教師が研修を受けに行くためには、代理の教師を授業に当てて、その人に時給を払うということが発生するということになります。学校ごとに研修を行うのも困難です。

研修に参加することに何らかの対価を払うということはあっていいと思うのですが、国として方針を持って日本語教育人材を育てるとしたら、ある程度の公的資金を導入し成果を評価しながら、人材を育てていくということが必要だと思います。このような研修をやると決めましたから、それぞれ頑張ってくださいという話ではなく、そういう制度を作って、自分が必要だと思う内容の研修を行きやすいタイミングで受けられる、それを日本語学校側がサポートするという良い関係で進めていけるようなシステム作りを、全体でどう作るかが重要ではないかと思いました。

○伊東主査

最後に、論点4の日本語教育能力の判定の方法について御意見を頂きたいと思います。資料3「日本語教育能力の判定に関する意見の整理と主な論点(案)」5ページですが、一体どのような方法で判定したらいいか。既存の試験があります。それ以外に、今後どういうことが求められるか、御意見をお願いしたいと思います。

○神吉委員

難しいところですので、全体的な意見は整理できていないのですが、2番目の丸の試験について、体系的な知識の習得部分に関しては既存の試験が活用できるのではないかというのは、そのとおりだろうと思っております。先日の報道等では、新試験創設という話も出ていましたが、既存の試験に大きな問題があるということは特にないわけですので、既存の試験を精査した上でですが、今まで蓄積があるものを活用していくことが妥当なのではないかと思っています。

○井上委員

最後の丸の1行目は、文が長くて分かりにくいのですが、これは「養成修了段階で求められる知識・能力」で切れると考えてよろしいですか。知識・能力を有することを判定する試験、その試験の合格等を要件とするということでしょうか。

これは例えば今の日本語教育能力検定試験を想定していると考えられるのですが、その合格等

を要件とする場合には、大学を含む日本語教師養成研修実施機関・団体の教育課程を修了した者については試験の一部免除とあり、この試験というのは、養成機関での試験を免除するという意味になりますか。これが、例えばどういうケースなのかというのが想像しにくいのですが、どなたか御説明いただけないでしょうか。

○増田日本語教育専門職

事務局から補足させていただきます。文章が分かりにくくなっておりましてすみません。1行目の「試験」と3行目の「試験」は、同じ試験を示しております。公的な資格を考える際には、一定の客観的な指標は必要と考えられることから、何らかの試験が課されるとしても、大学等の養成研修機関で学ばれた方については、その一部分は、養成課程を履修したことにより免除するなどの措置は考えられるのではないかと御意見を頂いております。修文いたします。

○伊東主査

よろしいですか、井上委員。

○井上委員

はい。

○神吉委員

先ほど試験のことをお話ししましたが、三つ目の丸にあるように、教育実習の履修は必要だと思います。ただ、教育実習における教育実践力を判定するののかということころは、私自身もよく分かりません。判定の基準に入れるのかどうかということころです。判定があって、その先には恐らく判定を通った資格というものがあるのでしょうか、資格という観点から言うと、当然実践力があるということが求められるとは思いますが。実践力をどう判定するかということは難しいと感じます。教育実習については、履修した、しないということを見るということではよいのかどうか、そのあたりは議論が必要かと思えます。私自身は、一定の質の教育実習を履修したということではいいのではないかと考えています。

○戸田委員

現行の日本語教育能力検定試験は、基礎的な知識を確認するという意味で適切であると思っております。これが資格とどう結び付くのかということは、又議論されていくべきだと思うのですが、一定の知識の確認という意味では、適切であると思っております。

それから、神吉委員がおっしゃった、教育実習を必ず履修するようにするべきではないかということに関しては、養成段階に関しては望ましいと思うのですが、現職日本語教師の各活動分野にまで要件とするのは難しいかと思えます。

○伊東主査

条件や環境が影響するので、難しいかもしれません。外国語教育能力の試験は、私も興味があり、香港で英語教育の質の低下が問われ、現職の教師の教育力、正に実践能力を問う試験を行うというので、現地に赴き調査したことがあります。正に審査員が実際の教室に入り教師の教え方、コミュニケーションの取り方等を審査していました。審査に落ちた教師は香港政府が研修の機会を与え学び直しの機会が設けられたということがありました。LPATというのですが、当時は、香港の英語の教師は試験に落ちたらどうしようと、かなり不安をお持ちだったということは聞いています。

実践能力は教室の中でしか見られないということを考えると、香港の例は一つの参考になるか

もしもありません。ただ、手間暇が掛かるので、実行できるかどうかという点で言うと、分かりません。

○松岡委員

教育実習については、質的保証をする面で言えば、全員に課したら良いと思いますが、どうい
う教師を求めるかは、分野によって違うと思いますので、例えば法務省告示校ではこのようなク
ラスタイプの実習が必要だということであれば、その要件を付けるよう、法務省告示基準の該当
部分を変えていただくことになるのではないのでしょうか。

例えば日本語教育能力検定試験に合格している、又は大学の養成課程を修了している、又は4
20時間終わっている人で、とりあえずこの部分は問題ないというところもあっていいと思いま
す。何を求めるかはそれぞれの機関が考えていけばよいので、もし本委員会から提案するのであ
れば、こういう場合だったらこういった要件があるというバリエーションを条件として出してい
くことが現実的かと思います。

○伊東主査

小学校、中学校、高等学校等の学校教育の中では、教員に対する年次研修等が行われています。
先日も、授業参観と講評の依頼を受けて、教え方やカリキュラムの作り方について研修をする機
会がありましたが、教員にとって新たな学びの機会になっていたと思います。本小委員会ではそ
ういう研修が日本語教師にはないのではないかという御意見があり、学校の教員研修のような制
度を日本語教育機関で導入できないかは検討すべき課題だと思います。

全ての日本語教育人材ではなくとも、先ほど日本語教師という日本語学習者に直接日本語を教
える者という一部の者に特化した形での判定の在り方というのは、必要になってくるかもしれま
せん。ほかに御意見があれば、お願いしたいと思います。

○神吉委員

日本語教育能力を判定される人とされない人、判定を通過する人と通過できない人がいるわけ
ですね。判定されない人や判定を通過できない人が別に日本語教育に携われないということでは
ないと私は思っています。そのような前提で考えたときに、一定の質を求める教育能力の判定を
考えると、教育実習は必要です。必須にできるのかという現実的な問題はありますが、教育実習
をせずにコミュニケーション能力を育成する日本語教師の実践力を身に付けることは厳しいとい
うのが率直な意見です。実際に教壇に立ったことがないのに、この人は教育実践力を備えた専門
性がある教師であると保証できるのか非常に不安があると思います。

○伊東主査

客観的な裏付けが欲しいということですね。

○神吉委員

はい。教育実践能力を含めた専門性があるという判定が望ましいのではないのでしょうか。仮に
資格となった場合、実習で一度も外国人に教えたことはなくても日本語教師ですというのは、ど
うなのかと思います。

○石井副主査

教育実習を担当している者として意見いたします。教育実習の前に色々なことを実習生にイン
プットするわけですが、実習生は、現場に行き、見学し教育実習を経験した瞬間に大きく変わ
ります。学校教員の場合は、今まで自分が通ってきた道を知っていて、あの場面では教師はこのよ

うにするものだというイメージがあって、それと近い学校で教えることになるわけです。

しかし、日本語学校を訪問する実習生はなかなか学校を見つけられなかったりします。実習生は、日本の学校というイメージとは異なる日本語学校の建物に驚いたり、異文化・多文化共生を目の当たりにし、学習者のふるまい、教師との関係性など、知識で教えられないことを大変多く吸収してきます。その瞬間に日本語教育に対する見方、観念が劇的に変わるわけです。

そのような教育実習を毎年実施しているのですが、どの程度の、どういう長さの、どういう場での教育実習かは、それぞれの機関によって実施可能な範囲で良いかと思うのですが、実際の日本語教育現場に触れて、自分が何かの役割を担い活動するという経験だけは何としても確保すべきだと思います。

それは、日本語学習者にとって必要なことで、日本語教師を目指そうという人が自分の妄想だけで突っ走らずに、いろいろな日本語学校にいる一人一人の日本語教師もそれぞれ全然違っているのだということを了解した上で、教師は成り立つのではないかと思います。

○伊東主査

そうですね。ありがとうございます。

○村田委員

主なフィールドが海外なものですので、個別具体的な論点のところは入っていきにくかったのですが、私ども国際交流基金が海外へ派遣する専門家の公募をすると、いろいろな経歴の方が来てくださいます。もちろん大学で日本語教育を専攻した人が多いのですが、18歳で大学へ入って勉強したという人もいれば、一回社会人になってから大学に入り直して専門性を身に付けたという方もいらっしゃいます。正に資格については、質の担保、あるいは処遇の改善、人材に対するエンカレッジ、そういった観点から資格を作るということは重要だと思いますが、結城委員もおっしゃられたような、専門性を生かしてこの業界に入ってくる多様な道を閉ざされないようにするよう、人材を増やしていくためにも、多様なルートがあるということは一つ重要なことではないかと思っています。

制約を作るという意味での資格化ではなくて、専門性、特徴を生かしながら、更に勉強してこの道に入ってもらえるという方向に進んでいければいいのではないかと考えております。

○野田委員

教育実習ですが、やった方がいいというのは皆さん一致すると思うのですが、現状では必ず課すというのは厳しい方もいらっしゃるだろうと思います。

例えば普通の教職の国語や数学の場合、教育実習は必須になっていて、行きたいと思ったら、例えば自分の出身校だとまず受け入れてくれますし、それから、教育実習先の先生が全部指導してくださって、本人は経済的な負担は全く掛からないという仕組みが出来ているわけです。日本語教育の場合、そういう仕組みがないので、どこかに受け入れてもらおうと思っても結構断られたりします。

これから日本語教育に関する教育実習の仕組みを公のお金も使って作っていくような方向に持っていけないかと思っています。今は、教育実習に行くのにかなり経済的な負担が学生に掛かっています。教育実習が履修できる環境が整っていないと不公平になりますので、できるだけ仕組みを全体的に作っていき、仕組みが出来てから要件を入れる方がいいのではないかと考えています。

○井上委員

野田委員の御意見に関連して申し上げます。私どもも大学からの教育実習生を受け入れておりますが、基本的な私たちのスタンスとしては、大歓迎です。若い日本人の学生が学校に来てくれ

ることで、学校が非常に活性化します。石井委員もおっしゃったように、教育実習生も本当に新しい気付きを得て、人が変わったように成長していく人もいますので、教育をやっている以上喜びはないと感じているところです。こういう学校はほかにもあるはずなので、全てが大学生の実習生の受け入れていないというわけではないということの一つ申し上げたいと思います。

また、論点が1の方に戻って、海外のフィールドに関して判定の必要性があるかどうかということについてです。海外の民間の日本語教育機関で日本語教師をやろうとすると、日本での資格が明確でないために、在留資格が得られなかったり、採用が難しかったりするケースがあります。若い人がこれから海外に行って日本語を教えるということは必要なことだと思うので、そういう意味からも、資格を整えることは必要だろうと思います。

○結城委員

教育実習をどうするかという点につきまして、本小委員会及びワーキングの先生方皆さんで議論した日本語教師養成に求められる資質・能力を改めて振り返ってみますと、緑の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」報告書の20ページ以降、技能の中に教育実践のための技能ということで、20ページから27ページまで続きますが、現場でないと把握できないものが大変多いと実感いたします。

21ページは、「生活者としての外国人」ですが、学習者一人一人の属性や背景を理解した上で、どう教えられるかということがあります。22ページの留学生は、それぞれの専門分野に対応できる日本語能力が求められ、23ページの児童生徒等についても、個に応じた指導という形で出ております。現場に行くと、その子供がどんな文脈で、どんな特性を持っているかということを理解しながら、適切に対応できる能力が必要です。そういった点で本報告に出ているように教育実習は不可欠になると思いました。

ただ、私も小中学校の教員養成をしておりまして、教育実習受入れの大変な現状を考えて、代案はほかにないかということも考えてみました。教員養成でも教育実習は不可欠なのですが、その前段階で、映像の授業、学校教育現場を見せて、その教材を使っていかに深い解釈をしながら、よりよい実践を作るかという活動を行います。その場合には、優れた教材と、現場に行くと教材を作り上げた指導者のコメントや教材があれば、ある程度は補完できるかもしれないと思いました。教育実習を必須とすることが大変な場合には、そういったビデオ教材の補完という指導も少し柔軟に考え、代案としてはあり得るということを御提案させていただきます。

○伊東主査

時間となりました。頂いた御意見を踏まえまして、事務局と改めて論点を整理したいと思います。御意見どうもありがとうございました。

続きまして、議事(2)その他とありますが、事務局から説明をお願いします。

○藤山日本語教育専門官

机上配布「『日本語教育人材の養成・研修の在り方について(二次報告案)』の日本語教師【初任】(活動分野:就労者、難民等、海外)に対する研修内容等に関する意見募集の実施について」を御覧ください。

こちらは、前回の本小委員会まででおまとめいただいたものでございまして、この後開催されます国語分科会で御審議の上、御了承いただいた後、広く意見募集を行いたいと思います。実施期間は来週から1月の中旬まででございます。また、意見募集で頂いた御意見を基に、本小委員会で又改めて御審議いただき、最終的には3月に報告書として取りまとめていただきたいと考えております。以上です。

○伊東主査

事務局からの説明について、御質問があればお受けしたいと思います。

特にないようですので、意見募集については、国語分科会です承していただいた後、実施したいと考えておりますので、御承知おきいただきたいと思います。

以上で本日の第90回日本語教育小委員会を閉めさせていただければと思いますが、委員の皆様からの御意見を頂けるようでしたら、11月いっぱいをめどに事務局にお寄せいただきたいと思います。このほか、事務局より連絡があればお願いします。

○藤山日本語教育専門官

今後の審議スケジュールについて御説明申し上げます。参考資料2を御覧ください。次回の日本語教育小委員会は2月7日木曜日の15時から開催させていただきます。引き続きよろしくお願いたします。

○伊東主査

第90回日本語教育小委員会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —